

# 電気工事業の業務の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく立入検査の結果

九州産業保安監督部 電力安全課

令和 6 年度に実施した立入検査の結果は以下のとおりです。

## 凡例

法：電気工事業の業務の適正化に関する法律

施行規則：電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則

### 1. 立入検査件数

- ・ 10 件

### 2. 注意喚起事例

- ・ みなし登録電気工事業者は、建設業許可の更新を行った際に、法第 34 条第 4 項の規定に基づき電気工事業に係る変更届出書の提出が必要です。
- ・ 請け負った電気工事を他者に請け負わせる際は、当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者であることを確認した上で請け負わせてください。

### 3. 厳重注意、法第 27 条第 1 項の規定による危険等防止命令、法第 28 条第 1 項に基づく登録の取消し若しくは事業停止命令又は同条第 2 項に基づく事業停止命令若しくは告発

- ・ 実施なし

お問合せ先：九州産業保安監督部 電力安全課 メールアドレス：bzl-kyushu-denanka@meti.go.jp 電話番号：092-482-5519
---